

(様式第2号)

会 議 録

令和4年12月13日作成

会議の名称	令和4年度第1回島本町国民健康保険運営協議会		
会議の開催日時	令和4年12月9日(金) 午後2時～午後3時10分		
会議の開催場所	島本町役場地階 第五会議室		
公開の可否	㊦・一部不可・不可	傍聴者数	2名
非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	委員	中川会長、大倉委員、織田委員、馬場委員、久保田委員、本田委員	
	事務局	山田町長、原山健康福祉部長、根本健康福祉部次長、浴保険年金課長、白波瀬	
会議の議題	1 会長の選出について 2 令和3年度決算状況等について(報告) 3 令和5年度国民健康保険市町村標準保険料率(仮算定)について(報告)		
決定事項等	別紙のとおり		
審議等の内容	別紙のとおり		
配布資料	資料1-1	令和3年度決算資料	
	資料1-2	令和3年度決算補足資料(対前年度比較)	
	資料2	国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧	
	資料3-1~3	島本町医療費の推移	
	資料4	基金残高資料状況	
	資料5	府内団体の収納率資料	
	資料6	府内団体の一人あたり療養諸費	
	資料7	令和5年度市町村標準保険料率の仮算定結果(概要)	
	資料8	令和5年度事業費納付金の仮算定結果(概要)	
	資料9	令和5年度標準収納率資料	

(様式第2号)

令和4年度第1回島本町国民健康保険運営協議会要点録

議題1 会長及び職務代行の選任について

事務局： 委員が改選されたため、会長及び職務代行の選任を行う。「国民健康保険法施行令」第5条及び「島本町国民健康保険運営協議会規則」第3条の規定により、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」となっているが、いかがか。

委員： 事務局に一任する。

事務局： 事務局としては、会長には中川委員、職務代行には湊本委員にお願いしたいと考えるがいかがか。

(「異議なし」との声あり)

事務局： それでは会長は中川委員、職務代行は湊本委員に決定する。新会長と議事進行を交代する。

議題2 令和3年度決算状況等について(報告)

会長： 事務局から説明願う。

(事務局から資料を基に説明)

会長： ご意見、ご質問はないか。

委員： 歳入にある保険基盤安定繰入金とは何か。また、令和2年度よりも減少しているのはなぜか。

事務局： 保険基盤安定繰入金とは、保険基盤安定制度にかかる費用を繰入れたものである。

国民健康保険の財源は、保険料のうち所得に応じて額が決まる応能分と、公費とでおおむね半分ずつになるため、保険料自体が上がると、低所得者の負担は特に大きくなる。そこで、所得に応じて保険料を7・5・2割軽減する法定軽減があり、その仕組みを保険基盤安定制度という。保険基盤

(様式第2号)

安定繰入金は、そこへ税金を投入しているものである。

また、令和2年度よりも減少しているのは、元々の保険料率が下がったことと、被保険者数が減少したことによる。

委員： 被保険者数や世帯数が減少しているのはなぜか。

事務局： 減少した理由は2つあり、1つは社会保険の加入要件が近年拡大されたためである。元々の加入要件は勤務時間が週に30時間以上であったが、平成28年10月1日、従業員数が501名以上の会社は週20時間以上でも加入できるよう緩和され、平成29年4月1日には500人以下の会社でも労使の合意があれば加入できるように変更された。さらに令和4年10月1日には加入できる事業所の規模が101人以上になり、令和6年10月1日には51人以上になる。そのため、国民健康保険を離れて社会保険に加入する方が増加している。

もう1つは、後期高齢者医療へ移行する方が増加したためである。国民健康保険、社会保険ともにすべての被保険者は75歳になると後期高齢者医療へ移るが、団塊の世代と呼ばれる昭和22年から24年生まれの方は、ちょうど令和3年から6年頃にかけてが移行のタイミングになる。島本町でもそういった方々の人口は多く、団塊の世代のひとつ前の世代にあたる現在76歳の方は340人、団塊の世代の75歳の方は501人、74歳の方は526人、73歳の方は525人おられ、1年あたり500人以上の傾向が団塊の世代の後の世代もしばらく続くため、国民健康保険の被保険者数の減少もしばらく続く見込みである。

委員： 収納率が上がっているが、特に滞納繰越分の収納について、効果があった取組は何か。

事務局： 滞納繰越分の徴収率については、年度によって当たり外れの要素が大きいので、以前と変わらない内容の取組を続けている。たとえば、支払える保険料を翌年度に繰越し、その翌年度に多く収納できた被保険者がいた場合、収納率は高くなる。逆に、現年分はなんとか完納したが、残りの滞納分は支払えない状況の被保険者がいると、収納率は下がるといった具合で、年度により大きく異なるので、取組の内容は基本的に変えていない。

具体的な取組の内容としては、滞納者にまず督促状を送付し、送付後も支払いがない方には、滞納額と納期限を示した催告書を発行している。その後も相談等のないまま放置されると、差押予告書を送付すると同時に、預金口座や生命保険に財産調査をかけている。それでもなお放置された場合は、滞納処分として差押を行っている。

(様式第2号)

ちなみに、大阪府税事務所OBに来ていただくまでは綿密な財産調査ができていなかったが、平成28年に来ていただいて以降は、1か月でも滞納がある方すべてに財産調査をかけている。

また、全体の被保険者のうち、60歳未満の若年層には本当に所得のない方が多いが、国民健康保険は無所得の被保険者にも保険料の応益分の半額は支払い義務があるため、このように支払いたくても支払えないという状況の被保険者は確かに存在する。そうした被保険者が多い市町村では収納率が低く、逆に高収入の被保険者が多い町村部では自然と高くなる傾向があり、収納率にはそういった土地柄のようなものが現れる。そのため、どの市町村も国や府から収納率を上げるよう言われているが、低所得者・無所得者が多い市町村では、他市町村と同じ取組をしたとしても、収納率には反映されないこともある。

島本町に関しては、実際にお金はあるが支払っていない被保険者はいないと思ってもらってよい。なので、前述の当たり外れを除けば、25～26%ほどの一定の収納率で推移していくと考えられる。

議題3 令和5年度国民健康保険市町村標準保険料率（仮算定）について（報告）

会 長： 事務局から説明願う。

(事務局から資料を基に説明)

会 長： ご意見、ご質問はないか。

委 員： 仮算定を見ると令和5年度の保険料は上がるようだが、どれほど上がる見込みか。

事務局： 現時点で本算定の見込みはたっていない。

仮算定は、来年早々に行われる本算定に先立ち、来年度はどれほど保険料が上がりそうかという傾向を仮に算定したものである。その結果、大幅に保険料が上がる見込みであれば、下げられる要素がないか検討し、対策をとって本算定を行う。

今回の仮算定では、仮算定の制度ができて以来いちばん大きく上がる見込みとなった。令和4年度の1人あたりの保険料は14万7,786円だが、今回の仮算定では16万5,594円となり、1万7,808円の増額で、伸び率は12.05%となる。ちなみに、これまでで最も伸び率が大きかったのは、広域化が始まった翌年の令和元年度で、仮算定時には10.86%、

(様式第2号)

本算定時には9.21%の上昇となっていた。しかし、このように本算定で必ず下がるとは限らず、市町村や府が下げる取組をして効果を出したとしても、確定計数によってはさらに上がる場合もある。平成30年度以降、仮算定と本算定が5回行われたが、仮算定から本算定で下がったのは3回、上がったのは2回なので、実際は蓋を開けてみないとわからない。ただし、今回は伸び率が最大であったため、市町村から府へ要望を出している。

また、保険料を下げる取組としては、町から府への納付金と資料9の標準収納率に関わってくる。納付金の額が決定される際、収納率は市町村の規模によって変わること踏まえて、あらかじめ府が算出した市町村ごとの収納見込み額がもとになる。しかし、従来の算出方法では保険料の収入が不足するため、算出するうえでの収納率を変更してもらっている。具体的には、島本町では96.34%の収納率があれば令和5年度の納付金を賄えるが、それを97.07%に上げて計算してもらっており、それによって保険料が少し抑えられるようになる。さらに、滞納繰越分は収納見込みの75%で計算されていたが、5%上乗せした80%で計算されるほか、府でも保険料を下げる努力をしており、本算定ではおおよそ2,500円下がる可能性がある。今回の仮算定での増額を併せて考えると、最終的には1万5,000円ほどの増額になる可能性がある。

会 長： その他、ご意見、ご質問はないか。

(意見なし)

会 長： 本日の会議を閉会する。